

[事案 25-184] 払済保険変更無効請求

・平成 26 年 7 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

払済保険への変更手続について募集人の説明不足があったことを理由に、同手続を無効とすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 20 年 12 月の払済保険への変更を無効として、平成 18 年 7 月に契約した養老保険（米ドル建）に復旧してほしい。

- (1) 払済保険への変更に際して、募集人の説明に不足があった。
- (2) 払済保険への変更手続をしたために、解約返戻金が既払込保険料を上回るまでの期間が 7 年延びた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 払済保険への変更に際して、募集人は変更内容についての説明を行っている。
- (2) 申立人は契約内容変更請求書（払済保険への変更）に自署しており、変更内容を承認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張は、払済保険への変更に際し、解約返戻金が既払込保険料を上回るまでの期間について錯誤したうえで、手続きを行ったことを理由に、民法 95 条にもとづく錯誤による払済保険への変更の無効を求めているものと判断する。
- (2) なお、申立人は募集人の説明不足を主張しているが、説明義務違反のみでは払済保険変更の無効の効果は発生せず、法的には、申立人において錯誤が成立して初めて払済保険への変更の意思表示が無効となる。

2. 錯誤について

- (1) 申立人の主張する錯誤は、払済保険への変更の意思表示の内容とは言えず、動機の錯誤に留まる。
- (2) 民法 95 条の錯誤が成立するためには、申立人の陥った錯誤が要素の錯誤である必要があり、動機の錯誤は、意思表示の際に動機が表示されて意思表示の内容となった場合にのみ錯誤が成立しうると解されている。

3. 以下の理由により、払済保険への変更の際に、解約返戻金が既払込保険料を上回るまでの期間に関する動機が、保険会社に対して、明示または黙示に表示されていたと認めることはできず、申立人の錯誤の主張は認めることができない。

- (1) 契約内容変更請求書において、解約返戻金が既払込保険料を上回るまでの期間に関する記述はない。

(2) 申立人および募集人の事情聴取の結果によると、払済保険への変更の際、申立人と募集人
の間で、解約返戻金が既払込保険料を上回るまでの期間に関する何らかのやり取りがあっ
たことを窺うことができない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大
な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。